

第一〇回

参第七号

精神衛生法の一部を改正する法律（案）

精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「委員」を「委員及び臨時委員」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 精神衛生審議会において、特に必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

第二十五条を次のように改める。

（検察官の通報）

第二十五条 検察官は、精神障害のある被疑者について不起訴処分をしたとき、又は精神障害のある被告人について裁判（懲役、禁^こ又は拘留の刑を言い渡し執行猶予の言渡をしない裁判を除く。）が確定したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に通報しなければならない。

第四十九条第二項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

精神衛生審議会に臨時委員を設ける外、検察官の通報義務に関する規定及び費用負担に関する規定を整備する必要がある。